



## ■利用者登録の申込みについて

- 「御所市デマンドタクシー」を利用するには、事前に利用者登録が必要です。
  - デマンドタクシーの利用対象者は、次の（１）又は（２）の方で、承諾事項（申込書に記載）に同意していただくことが必要です。
- （１）以下の区域（大字）に住民登録のある方

地区	区域（大字）
葛城地区	朝妻、五百家、井戸、小殿、鴨神、北窪、栗阪、極楽寺、佐田、下茶屋、僧堂、高天、鳥井戸、南郷、西北窪、西佐味、林、東佐味、船路、伏見、東持田、西持田
葛地区	朝町、稲宿、今住、古瀬、新田、戸毛、樋野、奉膳、重阪、内谷
吐田郷地区	多田、関屋、名柄の一部（国道309号線より南側の区域）、西寺田、東名柄、増
秋津地区	條の一部（大口峠の頂点より南側の国道309号線沿いの区域）、富田の一部（大口峠の頂点より南側の国道309号線沿いの区域）
掖上地区	原谷の一部（戸毛に隣接する区域）

（２）（１）の介助のために同乗する方など

- 年齢に関わりなく、利用する方全員の申込みをお願いします。  
上記（１）の方は「利用者登録申込書（一般利用）」、（２）の方は「利用者登録申込書（特別利用）」の用紙でお申込みください。
- 利用者登録の手続きが完了した方には、後日、利用者証を送付します。
- 利用出来るのは利用者証が届いてからとなります。なお、利用者証の発行までに2～3週間程度を要しますので、余裕を持ってご準備をお願いします。

## ■その他、注意点等について

- 小学生以下の方のご利用は、登録を行っている中学生以上の方の同乗が必要です。
- 上記（２）のうち、介助人として登録する方は一人では利用できません。必ず介助を受ける方との同乗が必要です。
- 諸事情により運行を中止せざるを得ない場合は、電話にてご連絡しますので、直接ご本人様と連絡のつきやすい電話番号のご記入をお忘れのないようお願いします。
- 登録内容に変更が生じた場合には「利用者登録変更廃止届出書」をご提出ください。
- 申込等に関する各種様式は、御所市役所企画政策課の窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードいただけます。

## 各種申込書等の提出

- 提出先：御所市役所 企画政策課企画係  
〒639-2298 御所市1番地の3  
(TEL) 0745-44-3166  
(メール) kikaku@city.gose.nara.jp
- 提出方法：企画政策課まで郵送、メール、または直接持参（※）  
※開庁時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。